

2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号							
1	R2. 8. 15	R2. 10. 1	株式会社〇〇との契約に関する文書	1	1																			・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R2. 9. 28	R2. 10. 1	R2都知事選挙に関する選挙運動用収支報告書	1	1																			・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R2. 10. 12	R2. 10. 14	R2都知事選挙に関する公費負担関係書類	1	1																			・東京都情報公開条例第7条第3号に該当銀行番号等は、公にすることにより、競争上の地位、又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課

4	R2. 10. 12	R2. 10. 21	R2都知事選挙に関する公費負担関係書類	1	1															<ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当お客様番号等は、特定の個人を識別できるものではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第3号に該当銀行番号等は、公にすることにより、競争上の地位、又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。 	選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R2. 10. 12	R2. 10. 23	収支報告書の添付書類	8	1															<ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は、特定の個人を識別できるものではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。 	選挙管理委員会事務局 総務課